

令和5年7月28日

入学料減免（徴収猶予）申請者
学部生の授業料減免申請者 各 位

理 事・副 学 長

令和5年4月入学に係る入学料減免者（徴収猶予者）及び
令和5年度前期授業料減免者（学部生分）の決定について（通知）

標記の入学料減免者（徴収猶予者）及び授業料減免者を決定しましたので、お知らせします。

については、下記により必ず「決定通知書」を受け取ってください。

所属学部・学院等により、郵送・メールで交付する場合がありますので、事前に確認してください。

また、入学料・授業料が全額減免にならなかった者及び入学料徴収猶予申請者は、別紙のとおり入学料・授業料を納入してください。

記

【決定通知書交付窓口】

- 1年次（総合教育部）及び水産学部2年次
学務部学生支援課奨学支援担当〔高等教育推進機構4番B窓口〕
- 学部2年次以上及び大学院生
所属学部・学院等の入学料減免（徴収猶予）・授業料減免担当窓口
※ 所属学部・学院等により、郵送・メールで交付する場合があります。

上記窓口で決定通知書の受領が難しい場合は、所属学部・学院等の入学料減免（徴収猶予）・授業料減免担当窓口にご相談ください。

入学料が全額減免にならなかった者及び入学料徴収猶予申請者は、以下のとおり入学料を納入してください。

◆入学料（徴収猶予者を含む）◆

1. 納入方法

- ① 所属学部・学院等の入学料担当から「専用の振込用紙」及び「入学料受付証明書はり付け台紙」を受け取る。
- ② 納入期限内に最寄りの金融機関で入学料を振り込み、受付局日附印が押された「入学料受付証明書」を受け取る。
- ③ 「入学料受付証明書」を「入学料受付証明書はり付け台紙」に貼り付けて、入学料担当に提出する。

2. 納入期限

- 入学料が全額減免にならなかった者及び入学料徴収猶予不許可者
令和5年8月10日（木）
- 入学料徴収猶予許可者
令和5年9月29日（金）

※ 納入期限内に入学料を納入しない場合は「除籍」となります。

3. 納入金額

減免不許可者・徴収猶予申請者	1/3 減免者	半額減免者	2/3 減免者
282,000 円	188,000 円	141,000 円	94,000 円

4. 減免不許可者及び半額減免者の徴収猶予申請（本学独自の入学料減免申請者のみ対象）

- 本学独自の入学料減免申請者のうち、減免不許可者及び半額減免者については、判定結果の告知日から14日以内（令和5年4月入学者は**令和5年8月10日（木）まで**）に徴収猶予を申請することができます。
- 令和5年8月10日（木）は、学部・学院等によっては、建物閉鎖等のため受付できない場合がありますので、事前に確認してください。
- 申請後、徴収猶予が許可された場合は、**令和5年9月29日（金）**まで入学料の納入が猶予されます。徴収猶予が不許可になった場合は、**令和5年9月11日（月）**までに入学料を納入する必要があります。
- 徴収猶予の希望者は、所属学部・学院等の入学料減免担当窓口（教務）に申し出てください。

授業料が全額減免にならなかった者は、以下のとおり授業料を納入してください。

◆授業料◆

「授業料納入のお知らせ」を8月中旬に財務部経理課から送付しますので、所定の手続きにより授業料を納入してください。

1. 納入期限

- 口座振替（引落）による納入【7月末登録者まで】

引落日 令和5年8月28日（月）

- 振込依頼書（金融機関での振込）による納入

振込期限 令和5年8月31日（木）

※ 振込依頼書は「授業料納入のお知らせ」に同封されています。

2. 納入金額（長期履修学生を除く）

区分	不許可者	1/4減免者	1/3減免者	半額減免者	2/3減免者
法科大学院以外	267,900円	200,925円	178,600円	133,950円	89,300円
法科大学院	402,000円	301,500円	—	201,000円	—